

ストップ・リニア！訴訟中間判決 差戻し審 第1回口頭弁論～東京地裁

期日：12月15日(月)

時間：午後2時～

(東京地裁103号法廷)

集合：午後1時20分

(東京地方裁判所前)



写真：樫田秀樹氏

ナトム工法で発破音や振動が住民に影響

愛知県春日井市リニア西尾工区の井戸枯れ

今回の差し戻し審は、2020年12月1日の地裁による中間判決で、原告適格が認められなかった532名のうち160人余りが高裁に控訴し、2023年11月28日の判決で相模原市と春日井市の36名が原告適格があるとして地裁に差し戻されたものです。

愛知県春日井市のリニア西尾工区でトンネル工事が大深度をダイナマイトを使用するナトム工法で行われていますが、地元明知町の住民からは発破による振動・騒音で住民生活に影響が出ています。また相模原市ではリニア駅工事の大幅な遅れに加え、リニアトンネル上の道路新設などJR東海と市による計画が押し付けられています。両市の在住の原告が意見陳述する予定です。

原告側はさまざまな環境影響調査が地盤沈下・隆起、水漏れ、濁水などの重大な被害をもたらしており、リニア計画に関わる自然破壊、鉄道としての安全性の不備など総合的な審理を求める方針です。

<12月15日予定>

- 13:20 東京地裁前集会
- 14:00 開廷(東京地裁103号法廷)
原告側の準備書など説明
原告意見陳述
- 15:10 報告集会
会場：衆議院第一議員会館第2会議室
裁判報告 原告側弁護団
本日の意見陳述者



衆議院議員会館地図

地裁・高裁

14:50から 議員会館入り口で
入館証を配布します

ストップ・リニア！訴訟原告団事務局
問合せ 080-6545-8784 橋本